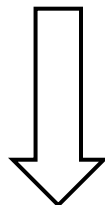


## **(3) 浜松湖西豊橋道路の**

## **環境影響評価について**

### 方法書

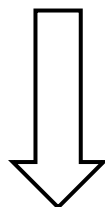
環境影響評価の項目や調査・予測・評価の方法について示したもの



- 選定された項目や方法に基づいて、調査・予測・評価を実施

### 準備書

調査・予測・評価の結果及び環境保全対策の検討の結果をとりまとめたもの



- 準備書に対する知事、市町村長、地域住民の方々等からの意見を聴取

### 評価書

必要に応じて準備書の内容を見直したもの

- 都市計画案とともに都市計画審議会に付議
- 都市計画決定権者は事業者に評価書を送付
- 評価書を作成した旨公告するまでは、事業を実施することはできない
- 事業者は事業完了後、事後調査等の報告書を作成する

○方法書とは、都市計画対象事業に係る環境影響評価を行う方法（調査、予測及び評価に係るものに限る。）について、法令に定められた以下の事項を記載したものです。

### 方法書の構成（環境影響評価法第5条第1項、国土交通省令※第17条等）

#### 1. 都市計画対象道路事業の名称

#### 2. 都市計画決定権者の名称

#### 3. 都市計画対象道路事業の目的及び内容

- (1) 都市計画対象道路事業の種類
- (2) 都市計画対象道路事業実施区域の位置
- (3) 都市計画対象道路事業の規模
- (4) 都市計画対象道路事業に係る道路の車線数
- (5) 都市計画対象道路事業に係る道路の設計速度
- (6) その他、都市計画対象道路事業の内容に関する事項（既決定内容に限る）

#### 4. 都市計画対象道路事業実施区域及びその周囲の概況

#### 5. 計画段階環境配慮書における調査、予測及び評価の結果

#### 6. 計画段階環境配慮書についての国土交通大臣意見と都市計画決定権者の見解

#### 7. 計画段階環境配慮書の案又は配慮書についての意見と見解

#### 8. 都市計画対象道路事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

- 方法書を作成した後、都市計画決定権者（愛知県）は縦覧、説明会を実施するとともに、地域住民の方々等からの意見書を受け付けます。
- その意見概要を作成し、環境知事及び関係市長に送付します。
- その後、都市計画決定権者は、環境知事、関係市長、地域住民の方々等からの意見に対する見解を作成し、調査項目・手法を決定します。

### 方法書手続き

